

河川の占用

一般的に、河川は魚釣りや散策など公衆の自由な使用に供されるものですが、防災や保全などの管理を行っていくために河川への影響が大きい行為や土地の使用を制限しています。

河川区域内の土地において、土地の使用、工作物の設置、土地の掘削・盛土などの自由使用の範囲を超える行為については、河川管理者の許可が必要となります。

占用許可等の種類には、次のものがあります。

流水占用の許可

河川の流水を使用する場合

土地の占用許可

河川区域内の土地を使用する場合

河川産出物の採取の許可

河川区域内の土地において土石及び土石以外の産出物で政令で指定したものを採取する場合

政令で指定した産出物とは…竹、あし、かやなど

工作物の新築、改築等の許可

河川区域内の土地において工作物を新築し、改築し、又は除去しようとする場合

土地の掘削等の許可

河川区域内の土地において土地の掘削、盛土若しくは切土その他土地の形状を変更する行為をしようとする場合又は竹木の栽培若しくは伐採をしようとする場合

占用許可等の期間は、許可等の内容により異なります。

発電の用に供する工作物については……………	30年
水道・かんがい・公共の用に供する工作物については…	10年
及び 以外の工作物については……………	3年
土石等の採取・土地の掘削等については……………	1年

許可の期間は更新することができますが、この場合、許可期間更新申請書を提出しなければなりません。

また、占用許可等を受けた場合には、占用料又は採取料を納付しなければなりません。

占用料等の額は「茨城県河川流水占用料等徴収条例」に定められており、土木事務所が発行する納入通知書により金融機関で納めていただきます。

河川占用についてのお問い合わせ先

〒300 - 2706
茨城県常総市新石下1317 - 10
茨城県常総工事事務所 河川整備課
TEL 0297 - 42 - 2621

